

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・道路の区域変更	道路維持課
・道路の供用開始	〃
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	砂 防 課
◎ 公 告	
・測量の実施	建 設 企 画 課
◎ 公安委員会告示	
・警備員指導教育責任者講習の実施	生 活 環 境 課
◎ 五島海区漁業調整委員会指示	
・福江港湾区域内における水産動植物の採捕の制限	五島海区漁業調整委員会
・定置漁業の保護区域	〃

告 示

長崎県告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 喜内瀬鍋串辻線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市福島町里免字南海967番7地先から 松浦市福島町里免字山川859番1地先まで	前	11.9~17.6	111.2	
	後	6.8~15.9	111.2	

長崎県告示第621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 喜内瀬鍋串辻線	松浦市福島町里免字南海988番3地先から 松浦市福島町里免字南海953番3地先まで	令和5年10月3日

長崎県告示第622号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9項第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県対馬振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和5年10月3日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
対馬(上対馬)-(急)-191	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
対馬(上対馬)-(急)-205	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-234	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-261	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-264	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-266	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-146	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-147	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-153	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-154	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-207	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-207-2	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-217	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

対馬(上対馬)-(急)-217-2	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-219	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-237	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-609	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-269	対馬市上対馬町玖須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-289	対馬市上対馬町玖須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-308	対馬市上対馬町玖須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-311	対馬市上対馬町玖須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-272	対馬市上対馬町浜久須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-313	対馬市上対馬町浜久須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-325-2	対馬市上対馬町浜久須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-326	対馬市上対馬町浜久須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-326-2	対馬市上対馬町浜久須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-588	対馬市上対馬町浜久須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-209	対馬市上対馬町網代	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-210	対馬市上対馬町網代	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-355	対馬市上対馬町網代	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-356	対馬市上対馬町網代	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-591	対馬市上対馬町網代	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-592	対馬市上対馬町網代	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-597	対馬市上対馬町富ヶ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-363	対馬市上対馬町津和	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(急)-369	対馬市上対馬町津和	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-423	対馬市上対馬町唐舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-432	対馬市上対馬町唐舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-284	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-286	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-288	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-298	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-301	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-302	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-304	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-305-2	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-306	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-309	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-315	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-396	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-593-2	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-607	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-398	対馬市上対馬町舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-410-2	対馬市上対馬町舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-412	対馬市上対馬町舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-594	対馬市上対馬町舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-434	対馬市上対馬町五根緒	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(急)-455	対馬市上対馬町五根緒	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-472	対馬市上対馬町茂木	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-473	対馬市上対馬町茂木	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-505	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-505-2	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-496	対馬市上対馬町芦見	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-538	対馬市上対馬町芦見	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-539	対馬市上対馬町芦見	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-599	対馬市上対馬町芦見	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-544	対馬市上対馬町一重	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-601	対馬市上対馬町一重	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-553	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-579	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-604	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-605	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-606	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-026	対馬市上県町上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-112	対馬市上県町上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-113	対馬市上県町上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-033	対馬市上県町湊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-034	対馬市上県町湊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-038	対馬市上県町湊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(急)-055	対馬市上県町湊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-060	対馬市上県町湊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-071	対馬市上県町湊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-058	対馬市上県町友谷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-062	対馬市上県町友谷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-066	対馬市上県町友谷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-049	対馬市上県町井口	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-050	対馬市上県町井口	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-053	対馬市上県町井口	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-072	対馬市上県町井口	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-075	対馬市上県町井口	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-076	対馬市上県町井口	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-077	対馬市上県町井口	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-078	対馬市上県町松ヶ崎	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-079	対馬市上県町松ヶ崎	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-084	対馬市上県町松ヶ崎	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-086	対馬市上県町松ヶ崎	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-087	対馬市上県町松ヶ崎	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-124	対馬市上県町大地	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-088	対馬市上県町三軒屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-130	対馬市上県町三軒屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-132	対馬市上県町三軒屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(急)-133	対馬市上県町三軒屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-106	対馬市上県町太鼓町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-110	対馬市上県町太鼓町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-120	対馬市上県町太鼓町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-134	対馬市上県町恵古	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-134-2	対馬市上県町恵古	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-139	対馬市上県町恵古	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-145	対馬市上県町恵古	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-147	対馬市上県町恵古	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-147-2	対馬市上県町恵古	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-148	対馬市上県町恵古	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-148-2	対馬市上県町恵古	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-148-3	対馬市上県町恵古	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-150	対馬市上県町恵古	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-153	対馬市上県町恵古	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-155	対馬市上県町恵古	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-159	対馬市上県町恵古	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-159-2	対馬市上県町恵古	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-136	対馬市上県町仁田ノ内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-141	対馬市上県町仁田ノ内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-174	対馬市上県町仁田ノ内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-176	対馬市上県町仁田ノ内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(急)-178	対馬市上県町仁田ノ内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-179	対馬市上県町仁田ノ内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-180	対馬市上県町仁田ノ内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-181	対馬市上県町仁田ノ内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-152	対馬市上県町深山	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-154	対馬市上県町深山	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-156	対馬市上県町深山	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-173	対馬市上県町深山	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-162	対馬市上県町中山	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-164	対馬市上県町中山	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-214	対馬市上県町中山	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-186	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-186-2	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-186-3	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-189	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-195	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-203	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-204	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-205	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-253	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-232	対馬市上県町田ノ浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-240	対馬市上県町伊奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(急)-257	対馬市上県町伊奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-257-2	対馬市上県町伊奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-263	対馬市上県町越高	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-265	対馬市上県町越高	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-270	対馬市上県町越高	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-273	対馬市上県町越高	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-293	対馬市上県町瀬田一	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-294	対馬市上県町瀬田一	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-295	対馬市上県町瀬田一	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-299	対馬市上県町瀬田一	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-350	対馬市上県町瀬田一	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-301	対馬市上県町瀬田二	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-302	対馬市上県町瀬田二	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-303	対馬市上県町瀬田二	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-304	対馬市上県町瀬田二	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-364	対馬市上県町瀬田二	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-313	対馬市上県町久原	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-430	対馬市上県町久原	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-431	対馬市上県町久原	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-432	対馬市上県町久原	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-439	対馬市上県町鹿見	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-325	対馬市上県町犬ヶ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(急)-331	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-353	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-357	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-362	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-390	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-332	対馬市上県町越ノ坂	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-374	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-375	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-377	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-378	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-379	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-382	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-400	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-401	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-412	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-419	対馬市上県町女連	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-034	対馬市峰町青海	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-034-2	対馬市峰町青海	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-077	対馬市峰町狩尾	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-208	対馬市峰町狩尾	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-029	対馬市峰町木坂	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-029-2	対馬市峰町木坂	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(峰)-(急)-071	対馬市峰町木坂	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-071-2	対馬市峰町木坂	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-071-3	対馬市峰町木坂	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-202	対馬市峰町木坂	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-218	対馬市峰町木坂	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-005	対馬市峰町津柳	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-006	対馬市峰町津柳	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-060	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-062	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-063	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-087	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-088	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-089	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-090	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-091	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-096	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-098	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-103	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-104	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-105	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-106	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-109	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(峰)-(急)-111	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-114	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-119	対馬市峰町三根下里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-023	対馬市峰町白抜3	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-019	対馬市峰町志越	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-020	対馬市峰町志越	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-020-2	対馬市峰町志越	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-025	対馬市峰町志越	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-168	対馬市峰町志多賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-174	対馬市峰町志多賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-175	対馬市峰町志多賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-176	対馬市峰町志多賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-177	対馬市峰町志多賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-177-2	対馬市峰町志多賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-335	対馬市峰町志多賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-336	対馬市峰町志多賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-189	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-191	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-193	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-193-2	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-196	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-198	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(峰)-(急)-282	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-282-2	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-282-3	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-284	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-285	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-288	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-289	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-310	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-310-2	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-312	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-314	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-318	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-318-2	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-320	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-337	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-338	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-339	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-339-2	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-341	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-342	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-343	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-344	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(峰)-(急)-345	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-346	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-347	対馬市峰町佐賀	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-298	対馬市峰町櫛	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-299	対馬市峰町櫛	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-302	対馬市峰町櫛	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-324	対馬市峰町櫛	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-326	対馬市峰町櫛	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-327	対馬市峰町櫛	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-328-2	対馬市峰町櫛	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-329	対馬市峰町櫛	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(急)-332	対馬市峰町櫛	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-377	対馬市上対馬町西泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-378	対馬市上対馬町西泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-379	対馬市上対馬町西泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-092	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-101	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-106	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-111	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-178	対馬市上対馬町玖須	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-179	対馬市上対馬町玖須	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-403	対馬市上対馬町玖須	土石流	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(土)-180	対馬市上対馬町浜久須	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-187	対馬市上対馬町浜久須	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-192	対馬市上対馬町浜久須	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-404	対馬市上対馬町浜久須	土石流	警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-210	対馬市上対馬町富ヶ浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-211	対馬市上対馬町富ヶ浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-154	対馬市上対馬町津和	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-154-2	対馬市上対馬町津和	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-399	対馬市上対馬町唐舟志	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-175	対馬市上対馬町大增	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-182	対馬市上対馬町大增	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-184	対馬市上対馬町大增	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-219	対馬市上対馬町大增	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-230	対馬市上対馬町舟志	土石流	警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-233	対馬市上対馬町舟志	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-238	対馬市上対馬町舟志	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-239	対馬市上対馬町舟志	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-393	対馬市上対馬町舟志	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-405	対馬市上対馬町舟志	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-406	対馬市上対馬町舟志	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-242	対馬市上対馬町五根緒	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-244	対馬市上対馬町五根緒	土石流	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(土)-247	対馬市上対馬町五根緒	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-248	対馬市上対馬町五根緒	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-250	対馬市上対馬町五根緒	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-407	対馬市上対馬町五根緒	土石流	警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-266	対馬市上対馬町琴	土石流	警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-268	対馬市上対馬町琴	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-270	対馬市上対馬町琴	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-292	対馬市上対馬町琴	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-293	対馬市上対馬町琴	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-294	対馬市上対馬町琴	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-402	対馬市上対馬町琴	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-408	対馬市上対馬町琴	土石流	警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-409	対馬市上対馬町琴	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-409-2	対馬市上対馬町琴	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-309	対馬市上対馬町芦見	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-311	対馬市上対馬町芦見	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-295	対馬市上対馬町一重	土石流	警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-296	対馬市上対馬町一重	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-297	対馬市上対馬町一重	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-302	対馬市上対馬町一重	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-337	対馬市上対馬町一重	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-338	対馬市上対馬町一重	土石流	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(土)-349	対馬市上対馬町小鹿	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-350	対馬市上対馬町小鹿	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-338	対馬市上県町上町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-021	対馬市上県町湊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-065	対馬市上県町湊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-025	対馬市上県町友谷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-029	対馬市上県町井口	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-106	対馬市上県町井口	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-040	対馬市上県町浜町	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-057	対馬市上県町三軒屋	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-089	対馬市上県町三軒屋	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-093	対馬市上県町三軒屋	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-095	対馬市上県町三軒屋	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-096	対馬市上県町三軒屋	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-097	対馬市上県町三軒屋	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-405	対馬市上県町三軒屋	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-406	対馬市上県町三軒屋	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-058	対馬市上県町太鼓町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-091	対馬市上県町太鼓町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-114	対馬市上県町恵古	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-348	対馬市上県町恵古	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-370	対馬市上県町仁田ノ内	土石流	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(土)-407	対馬市上県町仁田ノ内	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-408	対馬市上県町仁田ノ内	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-409	対馬市上県町仁田ノ内	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-410	対馬市上県町仁田ノ内	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-410-2	対馬市上県町仁田ノ内	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-354	対馬市上県町深山	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-128	対馬市上県町中山	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-128-2	対馬市上県町中山	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-129	対馬市上県町中山	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-132	対馬市上県町中山	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-135	対馬市上県町中山	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-136	対馬市上県町中山	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-156	対馬市上県町中山	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-164	対馬市上県町中山	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-151	対馬市上県町志多留	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-160	対馬市上県町志多留	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-161	対馬市上県町志多留	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-191	対馬市上県町志多留	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-365	対馬市上県町志多留	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-365-2	対馬市上県町志多留	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-373	対馬市上県町志多留	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-198	対馬市上県町伊奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(土)-203	対馬市上県町伊奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-392	対馬市上県町伊奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-395	対馬市上県町伊奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-214	対馬市上県町越高	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-219	対馬市上県町越高	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-375	対馬市上県町越高	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-401	対馬市上県町越高	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-223	対馬市上県町御園	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-228	対馬市上県町瀬田一	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-232	対馬市上県町瀬田一	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-233	対馬市上県町瀬田一	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-258	対馬市上県町瀬田一	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-258-2	対馬市上県町瀬田一	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-258-3	対馬市上県町瀬田一	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-381	対馬市上県町瀬田一	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-402	対馬市上県町瀬田一	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-404	対馬市上県町瀬田一	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-241	対馬市上県町瀬田二	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-265	対馬市上県町瀬田二	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-278	対馬市上県町久原	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-313	対馬市上県町久原	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-318	対馬市上県町鹿見	土石流	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(土)-399	対馬市上県町鹿見	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-252	対馬市上県町犬ヶ浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-284	対馬市上県町檜滝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-285	対馬市上県町檜滝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-286	対馬市上県町檜滝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-387	対馬市上県町檜滝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-400	対馬市上県町檜滝	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-254	対馬市上県町越ノ坂	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-268	対馬市上県町飼所	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-269	対馬市上県町飼所	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-270	対馬市上県町飼所	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-276	対馬市上県町飼所	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-391	対馬市上県町飼所	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-393	対馬市上県町飼所	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-394	対馬市上県町飼所	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-398	対馬市上県町飼所	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-403	対馬市上県町飼所	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-300	対馬市上県町女連	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-325	対馬市上県町女連	土石流	警戒区域
対馬(峰)-(土)-077	対馬市峰町青海	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-220	対馬市峰町青海	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-083	対馬市峰町狩尾	土石流	警戒区域、特別警戒区域

対馬(峰)-(土)-084	対馬市峰町狩尾	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-086	対馬市峰町狩尾	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-088	対馬市峰町狩尾	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-088-2	対馬市峰町狩尾	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-089	対馬市峰町狩尾	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-078	対馬市峰町木坂	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-081	対馬市峰町木坂	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-137	対馬市峰町木坂	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-138	対馬市峰町木坂	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-139	対馬市峰町木坂	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-140	対馬市峰町木坂	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-142	対馬市峰町木坂	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-025	対馬市峰町三根下	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-033	対馬市峰町三根下	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-090	対馬市峰町三根下	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-098	対馬市峰町三根下	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-101	対馬市峰町三根下	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-106	対馬市峰町三根下	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-018	対馬市峰町志越	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-253	対馬市峰町志越	土石流	警戒区域
対馬(峰)-(土)-007	対馬市峰町志多賀	土石流	警戒区域
対馬(峰)-(土)-232	対馬市峰町志多賀	土石流	警戒区域、特別警戒区域

対馬(峰)-(土)-233	対馬市峰町志多賀	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-254	対馬市峰町志多賀	土石流	警戒区域
対馬(峰)-(土)-120	対馬市峰町佐賀	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-121	対馬市峰町佐賀	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-171	対馬市峰町佐賀	土石流	警戒区域
対馬(峰)-(土)-175	対馬市峰町佐賀	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-189	対馬市峰町佐賀	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-242	対馬市峰町佐賀	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-255	対馬市峰町佐賀	土石流	警戒区域
対馬(峰)-(土)-257	対馬市峰町佐賀	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-258	対馬市峰町佐賀	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-210	対馬市峰町櫛	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-213	対馬市峰町櫛	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-249	対馬市峰町櫛	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-250	対馬市峰町櫛	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(峰)-(土)-251	対馬市峰町櫛	土石流	警戒区域、特別警戒区域

公 告

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（境界測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年10月3日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間

南島原市加津佐町

令和5年10月5日から
令和6年3月25日まで

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第42号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年10月3日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

- 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第3号に掲げる警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- 講習の種別
 - 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）
- 実施期日
 - 新規取得講習
令和5年11月13日（月）から同月17日（金）までの5日間
 - 追加取得講習
令和5年11月16日（木）から同月17日（金）までの2日間
- 実施場所
長崎市桜町9番6号
長崎県勤労福祉会館
- 受講定員
 - 新規取得講習
30人
 - 追加取得講習
10人
- 受講対象者
 - 新規取得講習
次のいずれかに該当する者
 - 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、この告示の公示の際現に3号警備業務に従事しており、かつ、3号警備業務に従事している期間が当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上であるもの
 - 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した者

という。)に合格した警備員であって、この告示の公示の際現に3号警備業務に従事しており、かつ、3号警備業務に従事している期間が当該検定に合格した後、継続して1年以上であるもの

(2) 追加取得講習

3号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 申込期間

令和5年10月10日(火)から同月19日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間(午後0時から午後1時までを除く。)。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。

(2) 申込場所

次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

㊦ 受講申込書(申込前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの) 1通

㊧ 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通

a 6(1)アに該当する者については、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

b 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

㊦ 受講申込書(申込前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの) 1通

㊧ 3号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(イ)のaからeまでに掲げる書面 1通

8 講習手数料及び納付方法

(1) 講習手数料

ア 新規取得講習

3万8,000円

イ 追加取得講習

1万4,000円

(2) 納付方法

受講申込み時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

9 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会

長崎市万屋町2-21-211

10 その他

(1) 講習関係

ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時45分までとする。

イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。

(2) 問合せ先

- ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

五島海区漁業調整委員会指示

令和5年五島海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、長崎県五島市福江港湾区域内の下記区域における水産動植物の採捕について、次のとおり制限する。

令和5年10月3日

五島海区漁業調整委員会会長 熊川 長吉

1. 五島ふくえ漁業協同組合員及び五島漁業協同組合員であって旧福江市管内に住所を有する者以外の者は、わかめ、ひじき、さざえ、たこ、いせえび、うにを採捕してはならない。

記

区域

次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、2の各点を順次結んだ各直線、3、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、4の各点を順次結んだ各直線及び2から3、4から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。

基点

1. 長崎県五島市松山町戸楽石切鼻南側海岸中鼻標識A号
2. 同県同市下大津町くされ水海岸標識B号
3. 同県同市同町大津野積場C北西端
4. 同県同市福江町北防波堤付根

点

- イ. 1から125度30分85メートルのところ
- ロ. 1から93度108メートルのところ
- ハ. 1から126度407メートルのところ
- ニ. 1から123度562メートルのところ
- ホ. 1から122度30分697メートルのところ
- へ. 1から117度30分776メートルのところ
- ト. 1から116度842メートルのところ
- チ. 1から133度958メートルのところ
- リ. 1から138度30分1,122メートルのところ
- ヌ. 1から135度45分1,152メートルのところ
- ル. 2から2度30分920メートルのところ
- ヲ. 2から358度905メートルのところ
- ワ. 2から359度820メートルのところ
- カ. 2から0度30分783メートルのところ
- ヨ. 2から3度30分604メートルのところ
- タ. 2から10度15分83メートルのところ
- レ. 3から326度30分70メートルのところ
- ソ. 3から297度15分175メートルのところ
- ツ. 3から335度48分283メートルのところ
- ネ. 3から342度15分412メートルのところ
- ナ. 3から345度22分459メートルのところ
- ラ. 4から100度465メートルのところ
- ム. 4から118度30分330メートルのところ

2. 指示の期間

令和5年10月3日から令和15年8月31日まで

令和5年五島海区漁業調整委員会指示第2号～21号

五島海区における次の定置漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年10月3日

五島海区漁業調整委員会会長 熊川 長吉

記

- 1. 指示番号 別表のとおり
- 2. 免許番号 同
- 3. 指示事項
 - (1) 区域 別表のとおり
 - (2) 禁止漁業 同
 - (3) 禁止期間 同
- 4. 指示期間

令和5年10月3日から令和10年8月31日まで

別表

指 示 番 号	指示事項 免許番号	保護区域	禁止漁業	禁止期間
五島海区 漁業調整 委 員 会 指 示 令 和 5 年 第 2 号	五定第1号	基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町小串郷先筋アクギリ鼻 2 同県同郡同町同郷小島権現鼻	集魚灯を利用する 漁業	敷設期間
	五定第2号	3 同県同郡同町同郷鶴ノ瀬 4 同県同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻		
	五定第3号	点 イ 2から95度30分 1,100メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上、3から1,500メートルのところ 区域 1、2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域		
五島海区 漁業調整 委 員 会 指 示 令 和 5 年 第 3 号	五定第4号	基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町小串郷鶴ノ瀬 2 同県同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻 3 同県同郡同町似首郷字二番唐八瀬頂上 4 同県同郡同町同郷尾崎鼻一ツ瀬	集魚灯を利用する 漁業	敷設期間
		点 イ 1と2を結ぶ直線上、1から1,200メートルのところ ロ 3から104度45分 700メートルのところ 区域 1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線と1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域		
五島海区 漁業調整 委 員 会 指 示 令 和 5 年 第 4 号	五定第5号	基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町丸尾郷上葛瀬 区域 1を中心とする半径700メートルの円周によって囲まれた区域	集魚灯を利用する 漁業	敷設期間
五島海区 漁業調整 委 員 会 指 示 令 和 5 年	五定第6号	基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷継子瀬頂上	集魚灯を利用する 漁業	敷設期間
	五定第7号	点 イ 1から342度 500メートルのところ		

第 5 号		<p>ロ 1 から39度 1,350メートルのところ ハ 1 から81度 1,350メートルのところ ニ 1 から162度 500メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域</p>		
五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 6 号	<p>五定第8号</p> <p>五定第9号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町小河原野首崎北西端標識 2 同県同郡同町同郷松ヶ崎標識</p> <p>点 イ 1 から270度 400メートルのところ ロ 1 から343度 1,710メートルのところ ハ 2 から10度 1,610メートルのところ ニ 2 から90度 380メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	集魚灯を利用する 漁業	敷設期間
五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 7 号	五定第10号	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町赤尾郷源五郎島西端標識</p> <p>点 イ 1 から248度 300メートルのところ ロ 1 から327度30分 990メートルのところ ハ 1 から15度30分 1,080メートルのところ ニ 1 から68度 300メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域</p>	集魚灯を利用する 漁業	敷設期間
五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 8 号	五定第13号	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町日島郷小浜南端標識 2 同県同郡同町同郷ウンナシ鼻突端</p> <p>点 イ 1 から90度 550メートルのところ ロ 2 から90度 650メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	集魚灯を利用する 漁業	敷設期間
五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 9 号	五定第14号	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町有福郷カイ瀬突端 2 同県同郡同町日島郷クジラ這突端 3 同県同郡同町同郷タカバナ突端 4 同県同郡同町有福郷オビヤ鼻突端</p> <p>点 イ 3 から321度 700メートルのところ ロ 4 から2度 900メートルのところ</p> <p>区域 1、2を結ぶ直線と3、イ、ロ、4を結ぶ各直線及び2から3、1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	集魚灯を利用する 漁業	敷設期間
五島海区 漁業調整	五定第15号	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町船崎郷祝言島下ノ鼻南側標識A</p>	集魚灯を利用する	敷設期間

<p>委員会 指 示 令和5年 第 10 号</p>		<p>2 同県同郡同町同郷同島下ノ鼻南側標識B</p> <p>点 イ 1から170度 270メートルのところ ロ 1から179度 450メートルのところ ハ 2から241度30分 530メートルのところ ニ 2から258度30分 400メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>漁業</p>	
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 11 号</p>	<p>五定第16号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町網上郷唐ノ辺多北側標識A 2 同県同郡同町同郷唐ノ辺多北側標識B</p> <p>点 イ 1から289度 360メートルのところ ロ 1から306度30分 515メートルのところ ハ 2から359度 455メートルのところ ニ 2から16度30分 270メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 12 号</p>	<p>五定第17号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市奈留町大串早房梶ノ羽鼻突端 2 同県同市同町大串早房コンブリ瀬 3 同県同市同町大串鶴ノ小島北端 4 同県同市同町大串鶴ノ小島南端 5 同県同市同町大串早房東側突端</p> <p>点 イ 2から322度 250メートルのところ ロ 3から317度 880メートルのところ</p> <p>区域 1、2、イ、ロ、3及び4、5の各点を順次結んだ各直線及び3から4、1から5に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業 雑魚磯刺網漁業 潜水器漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 13 号</p>	<p>五定第18号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市猪之木町ヨミサキ標識 2 同県同市同町平瀬ノ上百合崎突端 3 同県同市蕨町折紙ノ鼻西端 4 同県同市猪之木納屋ノ上玄魚鼻西端</p> <p>点 イ 4から50度 630メートルのところ</p> <p>区域 1、2、3、イ、4の各点を順次結んだ各直線と1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 14 号</p>	<p>五定第19号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市向町牛成標識 2 同県同市同町牛成牛成鼻立石標識</p> <p>点 イ 1から61度30分 950メートルのところ</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>

		<p>ロ 2から36度 1,450メートルのところ ハ 2から332度 500メートルのところ ニ 2から302度40分 90メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>		
五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第15号	五定第20号	<p>基点 1 長崎県五島市向町赤馬場標識 2 同県同市同町トンノ浦標識</p> <p>点 イ 1から168度 1,375メートルのところ ロ 2から168度 1,675メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	集魚灯を利用する 漁業	敷設期間
五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第16号	五定第21号	<p>基点 1 長崎県五島市富江町黒島カレホコ鼻北東端 2 同県同市同町黒島カレホコ鼻南側穴の口</p> <p>点 イ 1から134度 350メートルのところ ロ 1から81度 800メートルのところ ハ 1から15度 850メートルのところ ニ 2から316度 400メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	集魚灯を利用する 漁業 雑魚磯刺網漁業	敷設期間
五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第17号	五定第33号	<p>基点 1 長崎県五島市玉之浦町玉之浦黒瀬北端標識 2 同県同市同町玉之浦錨山標識</p> <p>点 イ 1から51度30分 790メートルのところ ロ 2から96度30分 1,200メートルのところ ハ 2から141度15分 850メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	集魚灯を利用する 漁業 曳縄釣漁業	敷設期間
五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第18号	五定第34号	<p>基点 1 長崎県五島市玉之浦町頓泊大バエ標識A号 2 同県同市同町頓泊観音崎北側標識</p> <p>点 イ 1から26度15分 640メートルのところ ロ 1から303度30分 1,300メートルのところ ハ 2から289度 1,030メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	集魚灯を利用する 漁業 雑魚磯刺網漁業 (網丈2メートル以上) いせえび刺網漁業 (網丈2メートル以上) 小型定置漁業	敷設期間
五島海区	五定第35号	基点		

<p>漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第19号</p>		<p>1 長崎県五島市三井楽町高崎高羅鼻突端 2 同県同市同町高崎中島突端</p> <p>点 イ 1から56度 125メートルのところ ロ 1から56度 1,700メートルのところ ハ 2から90度 1,000メートルのところ</p> <p>区域 イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって 囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p> <p>雑魚磯刺網漁業 (網丈2メートル 以上)</p> <p>いせえび刺網漁業 (網丈2メートル 以上)</p> <p>流網漁業 (網丈4メートル 以上)</p> <p>はえなわ式雑魚か ご漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第20号</p>	<p>五定第36号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔塩焚標識 2 同県同市同町濱ノ畔後網標識 3 同県同市岐宿町川原沖の雁瀬頂上 4 同県同市同町岐宿立小島頂上 5 同県同市同町岐宿松本鼻突端 6 同県同市同町岐宿姫島観音崎</p> <p>点 イ 2から45度の直線と5から6を見通す線との交点 ロ 3と4を結ぶ直線と5から6を見通す線との交点</p> <p>区域 1、3、ロ、イ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に 至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 なお、小型定置漁業については、沖の雁瀬と立小島白岩を結 ぶ線を越えて敷設してはならない。</p>	<p>雑魚磯刺網漁業 (網丈2メートル 以上)</p> <p>いせえび刺網漁業 (網丈2メートル 以上)</p> <p>流網漁業 (網丈4メートル 以上)</p> <p>まき網漁業</p> <p>小型定置漁業</p> <p>はえなわ式雑魚か ご漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第21号</p>	<p>五定第37号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市岐宿町岐宿立小島東端大岩 2 同県同市同町岐宿野標識 3 同県同市同町岐宿八朔鼻標識 4 同県同市同町岐宿立小島西端 5 同県同市同町岐宿松本鼻突端 6 同県同市同町岐宿姫島観音崎</p> <p>点 イ 3から338度 1,020メートルのところ ロ 5と6を結ぶ直線上の5から1,720メートルのところ ハ 5と6を結ぶ直線上の5から470メートルのところ</p> <p>区域 1、2を結ぶ直線と3、イ、ロ、ハ、4を結ぶ各直線及び2 から3、1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた 区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p> <p>雑魚磯刺網漁業 (網丈2メートル 以上)</p> <p>曳縄釣漁業</p> <p>たこつぼ漁業</p>	<p>敷設期間</p>

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
四一

印刷所

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
プリン
ト
田
宏
弥